

第1回 伊丹市使用料手数料等審議会

議 事 録

伊丹市使用料手数料等審議会

1. 日 時 令和元年5月14日(火) 9:30 ~ 12:00
2. 場 所 市役所議会棟3階 第2委員会室
3. 出席者 【委員】
伊藤委員、上村委員、大西委員、神谷委員、木戸委員、笑喜委員、富田委員、中山委員、星野委員、松尾委員、山下委員
【事務局】
天野財政基盤部長、中畠財政企画室長、池田財政企画課長、藤井経営企画課長
4. 傍聴者 1名
5. 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) 市長あいさつ
 - (4) 委員紹介
 - (5) 事務局紹介
 - (6) 会長選出
 - (7) 会長あいさつ
 - (8) 副会長選出
 - (9) 諮問
「受益者負担のあり方について」
 - (10) 議題
 - ① 議事録署名委員の指名
 - ② 「伊丹市使用料手数料等審議会傍聴要領(案)」と会議の公開について
 - ③ 「伊丹市における受益者負担の現状と課題」について
 - ④ 「使用料手数料等審議会の諮問内容」について
 - ⑤ 「原価の範囲等」について
 - (11) 諸連絡
 - (12) 閉会

- (1) 開会（省略）
- (2) 委嘱状交付（省略）
- (3) 市長あいさつ（省略）
- (4) 委員紹介（省略）
- (5) 事務局紹介（省略）

(6) 会長選出

- 事務局
 - ・ 審議会の成立に関し、伊丹市使用料手数料等審議会規則第 5 条第 2 項において、委員の過半数の出席で会議が成立すると定められており、本日は過半数の方が出席なので、本会議は成立している。
 - ・ 同規則第 4 条第 2 項に基づき、会長は委員の互選によりこれを定めることとなっている。先に事務局案を提示させていただいてよろしいか。

< 「異議なし」 の声あり >

- ・ 会長は、現在本市の行政評価外部委員でもあり、本市の事務事業の内容等に精通いただいている神戸大学大学院経営学研究科教授で業績管理や公会計がご専門の松尾委員にお願いできればと考えているが、いかがか。

< 「異議なし」 の声あり >

- ・ 事務局案に賛同いただけたので、松尾委員お引き受けいただけるか。

< 承諾を確認 >

(7) 会長あいさつ(省略)

(8) 副会長選出

- 事務局
 - ・ 同規則第 4 条第 4 項に基づき、副会長は会長が指名することとなっている。松尾会長よりご指名していただいでよろしいか。
- 会長
 - ・ 副会長は、本市の国民健康保険運営協議会や総務省地方財政審議会など行政に携わる経験が豊富で財政学の専門である上

村委員にお願いしたい。お引き受けいただけるか。

<承諾を確認>

(9) 諮問(省略)

(10) 議題① 議事録署名委員の指名

- 会長
 - ・「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条第1項に基づき、会長が作成することとなっているので、一任をお願いしたい。
 - ・同指針第5条第3項に基づき本日の審議会の会議録に署名いただくお二人を会長が指名することとなっており、名簿順で指名させていただきたい。
 - ・今回は、伊藤委員と上村委員にお願いしたい。

(10) 議題② 「伊丹市使用料手数料等審議会傍聴要領（案）」と会議の公開について

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長
 - ・「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第3条第1項の非公開情報が含まれる場合、非公開にさせていただくが、原則としては公開になろうかと思う。
 - ・事務局より説明のあった傍聴要領案について、ご質問等なければご了承ということによろしいか。

<「異議なし」の声あり>

- ・傍聴定員等の細部については適宜決めたいと思う。
- ・傍聴希望者があれば入場を許可する。

<傍聴者1名入場>

(10) 議題③ 「伊丹市における受益者負担の現状と課題」について

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長
 - ・市の公会計について簡単に補足したい。多くの自治体では資産を買っても公有資産があるという記録はしていたが、価格の情報は記録せずに管理を行っていた経緯があったため、資産をいくらで買ったかを管理していこうということで総務省が主導して新しい公会計基準が定められた。
 - ・以降の議論によく出てくるが、初期にかかる建設費をイニシャルコスト、継続的にサービスを提供するための費用をランニングコストと言う。

- A委員
 - ・これまでのイニシャルコストは市税等で賄いランニングコストの70%程度を使用料で賄うという考え方から新たな考え方へ転換すべきか検討するというのが重要である。
 - ・イニシャルコストは一般納税者が負担している。ランニングコストの70%は利用者が負担、30%は一般納税者が負担しているという理解になる。

(10) 議題④ 「使用料手数料等審議会の諮問内容」について

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長
 - ・本審議会では受益者負担のあり方についての基本原則や方向性について審議する。
 - ・具体的には2つの論点①原価の範囲等②施設分類ごとの負担割合の設定について議論を進める。

(10) 議題⑤ 「原価の範囲等」について

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長
 - ・土地や建物に関連した費用を原価に算入することについて、これまでの考え方はイニシャルコストは市民全体で負担、ランニングコストは利用者と市民全体の負担だったが、この原価の範囲を変えるべきか。

- A委員
 - ・建物も土地も原価に含めるべき。
理由は1点目にコスト意識を行政経営に反映すべき。2点目に

施設は市民全員が利用するわけではないから、イニシャルを含めておかないと負担の公平性が担保できない。

- B委員 ・ P T Aを代表し保護者目線で話をすると、公共施設を利用するのは民間より安いからで、土地や建物の費用を含めると民間と変わらない。公共を利用するメリットが無くなる。一方、一定割合で土地建物についても負担はすべきと考える。先のことを考えると地方で独立してやっていくべきで、市民意識も変えていく必要がある。料金設定は段階的に行っていくべきか、一度にするのか議論の余地がある。
- 会長 ・ 今の意見のうち料金が高くなるという負担割合に関連した議論については次回改めて議論したい。
- C委員 ・ 利用者の立場から、負担の公平性が一番大事と考える。安定的なサービスを提供するには、建物や土地も原価に算入せざるを得ないと思うが、利用料金が大変高額になってしまわないか心配である。
- A委員 ・ 原価を含めた場合そのままの負担割合だと確かに高額になるが負担割合については次回の議論になるのではないか。まずは、行政にコスト意識を持ってもらうために、土地建物の費用を原価に含めるべき。
- 会長 ・ どのように負担割合を設定していけばよいのかは、次回議論をする。
- C委員 ・ 料金を上げることになった場合、一度に高額にならないよう激変緩和措置を設けるべき。
- 会長 ・ どのような負担割合とするかについては次回議論をする。
- 会長 ・ 原価算入対象の範囲について以前はランニング費用のみとしていたところを、イニシャルの土地建物の費用も含めて原価の範囲とすることにさせていただく。

- 会長 ・次にイニシャルコストをどのように算入するべきかという算定手法について審議に入る。

<事務局より資料に基づいて説明>

- 会長 ・土地と建物の種類の異なる資産にそれぞれ分けて検討する。機会費用という概念が出てきたが、わかりやすく例えると今まで住宅地だったところを市が買い上げて市がテニスコートを作ったとする。住宅地の場合は市に固定資産税等が入っていたが市の税収が減ることになる。減収分はどうなるのかというと広く市民全体が負担することになる。費用と名がついているが、本来入ってくるべきお金が入ってこなくなるということは市民全体が負担していることと同じということになる。
- A委員 ・経済学で言うと、昼寝を1時間するというのはタダではない。もしアルバイトを1時間していたら時給分の価値がある。現金は出ていっていないが本来考えないといけないコストがあるというのが機会費用の考え方である。
- D委員 ・法律の世界でも実際に財産が減っていないがその出来事が無ければ得られたはずの利益を損害としてとらえるという考え方があり、遺失利益という。機会費用と似たような考え方だが、どこまでが得られたはずの利益なのかという範囲のとらえ方については検討が必要。
- 会長 ・では、土地の費用についてどう算定すべきかご意見いただきたい。
- A委員 ・算定可能性を考えると固定資産税・都市計画税しかない。現在の土地の価格は将来の地代の割引現在価値とイコールであって、地代が土地の収益性を表す。ただ、地代は計算が困難なので、現実的な可能性を考えると税相当額しかないと考える。
- E委員 ・土地の取得費を各年度に割り振るとすると、何年間で割り振

るのだろうと疑問に思う。

市民への説明を考えたときに、固定資産税・都市計画税は市民も払っているものであるから、理解されやすい。

テニスコートの説明があったが、とれるはずの税がとれなくなるのでその分を負担してもらおうという考え方は、市民にも理解してもらえないのではないか。

固定資産税・都市計画税がよいと考える。

- F 委員 ・ 市民協働の立場から発言すると行政にもっとコスト意識を持ってもらうべきと思う。行政がコスト意識を持つことは市民がコスト意識を持つことにつながる。機会費用の考え方は、コスト意識を持つということに通じる。市民として管理所有している建物であると考えたと固定資産税・都市計画税の説明がつくのではないか。

- G 委員 ・ 未来を考え市民が使いやすい施設を保っていくためには、きちんと負担はしていくべき
民間の施設は固定資産税・都市計画税相当額を負担している。公の施設も固定資産税・都市計画税相当額を算定して負担してもらうべき。

- H 委員 ・ 商業者として意見すると取得費も機会費用も原価に算入するのは当然で算入すべきと考える。
減価償却は通常5年とかだが、それでは負担が重くなる場合、通常建物の維持が30年と考えたら30年で負担していけば年間の負担も減っていくのではないか。

- I 委員 ・ 土地は機会費用の算入が妥当。取得費にすると何年で割り振るのが不明になる。
また、施設がなくなり売却する場合、取得費をどう処理するのかという問題が生じる。
機会費用を税金で算定するとなると、金額が客観的に算定できるので公平になると考える。

- J 委員 ・ 市の所有の場合は固定資産税が発生しない。道路などは市の財産だから税で負担すればよい。建物の減価償却や修繕も市

民に負担してもらわなければならないか。

- J委員 ・余談だが、公共施設のPRについて努力するべきではないか。スポーツセンターのトレーニング利用料がシルバーの方の利用で350円くらいである。そんなに安いのであれば民間のようにもっと市民周知すべきと思う。
- B委員 ・利用者、市民に明確に説明できるものが機会費用である。取得費は不透明な部分が多いため、納得してもらえないのは機会費用のみではないか。
- C委員 ・人口が減少する一方で建物は老朽化が進む。負担を後世に残してよいのかとも考える。ただ、急に高額な負担が発生しないよう激変緩和措置が必要。また施設利用者は限られているなかで市民全体だけで負担するのがよいのか考えるべき。
- D委員 ・機会費用は算入すべき。ただ、民間に類似施設があるようなものや、市民会館のような公共性の強い施設とレクリエーションの施設では分けて考えるべき。
- 会長 ・議論が出尽くしたようなのでまとめる。
土地については、取得費と機会費用の2つの算入方法が考えられるなかで、取得費は客観的な算出方法が無いことや市民は固定資産税等を支払っていることも考慮し、機会費用として固定資産税と都市計画税相当額を原価の範囲に含めるということにさせていただく。
- 会長 ・次に建物の費用についてどう算定すべきかご意見いただきたい。
- A委員 ・土地については減価償却の考え方がないのでどこまで期間配分するのかが難しく、固定資産税・都市計画税相当額でよかったが、建物については減価償却制度があるので減価償却費でよいと思う。
減価償却費というのは将来の資産の再調達資金をどう確保するかという側面もある。

デメリットとして、補助金や寄附金を受けている部分について利用者に負担させてしまう恐れがあるが、その施設がたまたま補助金や寄附金をもらっただけで、将来も補助や寄附を受けられるかわからない。将来の施設更新の財源確保という側面からも減価償却費を原価に入れていくべきである。

- H委員
 - ・減価償却の期間について事業計画として30から40年くらいこの期間この場所でこの施設を運営していく前提で事業に投資されると思うので、その年数分で割っていくほうが正しいと思う。
 - 補助金や寄附金を負担させてしまうことについては、切り離して計算できるようにであれば望ましい。

- 会長
 - ・補助金は市の負担とはなっていない。他方で継続的にもらえるとも限らない中で、どういう形で範囲に含めるかというのはやや難しい。ご指摘の点についてはきちんと説明できるようにしておく必要がある。

- B委員
 - ・補助金寄附金は受けた金額がわかるので除いた部分を負担してもらうのがよい。補助金寄附金が発生している場合においては無くなる可能性もあるので、補助金寄附金は除いて負担してもらうのが望ましい。
 - 機会費用にすれば数値化が困難で、市民に納得いく説明ができない。

- 会長
 - ・補助金等の部分を考慮すべきだということだが、方法としては減価償却費を原価に算入するという意見でよいか。

- B委員
 - ・はい。

- C委員
 - ・やはり料金が上がるのが気になる。

- J委員
 - ・建物については減価償却があるので減価償却費でよい。市民の立場から言うと、利用料が上がることを市民が理解できるようにしてほしい。広報誌もわかるように明確に示してほしい。市民がどれだけ負担しているのかが分かるようにすべき。

- 会長
 - ・費用の範囲が変わるということなので、利用者にコストを認識し負担していただくことについて納得いくように説明できるということが大事だということかと思う。

- G委員
 - ・今の日本は少子高齢化で生産年齢人口も減少している。国の財政を考えるとこのまま補助ありきではだめだと思う。補助金や寄附金を考慮するかというところは考慮せずに払ってもらってよいと思う。いきなり料金が高くないよう段階的に算入はしていくべき。

- I委員
 - ・建物の費用を算入することは賛成。しっかりとした減価償却制度がある一方で機会費用は数値化困難な少し曖昧な部分があるというところで、より市民に説明しやすいのは減価償却のほうと思うので、減価償却費を原価に算入すべき。

- E委員
 - ・市民としては建物の取得費を原価に算入するほうがわかりやすい。補助金や寄附金は全額取得費から落とすのか、それはまだ決まっていないのか。

- 会長
 - ・補助金や寄附金を受けても減価償却費の計算上は取得費に基づいて計算するので、補助金をいくらもらったかに関わりなく減価償却費が計算されることになる。

- E委員
 - ・そうなると、補助金寄附金は差し引かずに計算しても良いのではないか。全額補助が出ることはあるのか。

- 会長
 - ・ものによって違う。たまたまこの施設、たまたまこの年だけという政策に基づいてその都度補助金が出たり出なかったりする。

- E委員
 - ・建物を作ったら、建て替えのことも考えなければならない。そのためには差し引かずに計算してよいと思う。計算してみても高くなったら各建物で個別に考えればよい。

- F委員
 - ・減価償却費を算入すればよいと思う。建て直すときのことを

考えると、補助金等を差し引かずに計算するのがよい。ただ、少子高齢化で不必要な建物も出てきた場合、建て直すのかどうかの議論の際に建設費が確保できているのだから建て直そうという尺度につながってしまわないかが心配。その点を考えていきたい。

○D委員

- ・基準の明確性という観点から減価償却費を取らざるを得ない。デメリットの補助金寄附金について、完全に公平な制度というのは無理だと思う。利用してメリットを受ける人がその費用を負担するというのは当然のことでこのデメリットの部分はそれほど大きな問題ではないと考える。

○A委員

- ・基本的に減価償却費でいこうという話でまとまっていると思う。デメリットの補助金寄附金について、民間の会計処理に圧縮記帳という補助金が入ると取得価格を圧縮するという方法があるが、これをとれるのかが1つポイント。ただ、未来の更新費用を回収できるかどうかについて、圧縮記帳をしようとしてできなくなる。もう一つのポイントは類似施設でA施設は補助金が入っているがB施設は入っていない場合、同じようなサービス内容でありながら料金が変わる。これはどのように市民に説明するのか。次回までに整理していただくべきではないか。

○会長

- ・建物の費用については、取得費を原価に算入する方法と、機会費用を原価に算入する方法の2つがあるが、取得費について減価償却費を使い原価に算入するということが皆様の意見である。補助金や寄附金を受けている場合のデメリットについては意見が少し分かれていたので、説明ができるかどうかというところを次回の審議会までに整理し、再度審議していただくこととする。

(11) 諸連絡（省略）

(12) 閉会

署名

第1回 伊丹市使用料手数料等審議会議事録として確認します。

委員 _____ 印

委員 _____ 印